

特定外来生物（アライグマ）防除実施計画の概要

（１）計画策定・改定

平成２０年７月策定

（２）防除を行う期間

平成２０年７月から令和３年３月３１日まで

（３）防除の対象

アライグマ、カニクイアライグマ

（４）防除区域

千葉県全域（重点対応地域、緊急対応地域、要注意地域を設定）

（５）防除の目標

最終的には千葉県の野外からの完全排除を目標とする。

重点対応地域では、被害の発生地域での徹底した捕獲、生息場所での計画的な捕獲を行い、おおむね１０年以内で、地域での野外からの排除を目指す。

緊急対応地域では、捕獲体制を整備して捕獲を行い、５年以内で排除を目指す。

要注意地域では、目撃等があれば速やかに捕獲を行い、野外への定着を防ぐ。

（６）防除の実施体制

県および市町村が実施主体となり、地域住民、関係団体、研究機関等の協力を得ながら、防除を実施する。

県は、捕獲個体の処分、生息状況等のモニタリング、科学的データの蓄積、分析および結果のフィードバック、結果に基づく捕獲目標の設定、防除実施計画の進化管理、市町村の取組に対する技術指導等を実施する。

市町村は、捕獲班を編成し、アライグマの捕獲、処分場所への運搬、および焼却等による処分個体の処理を実施する。

（７）捕獲方法

原則として、箱わなを使用する。市町村は捕獲従事者による捕獲班を編成する。

市町村は、従事者を対象に、法令や公衆衛生の内容の従事者説明会を実施する。

（８）農地等及び家屋の予防管理

農作物被害の削減・防除のために、農地や集落環境整備（放置農作物や生ごみの排除）をはかる。家屋への侵入口になりそうな隙間はふさいでおく。

（９）普及啓発

関係機関および県民に対し、アライグマにかかるパンフレットの作成や講習会、研修会等の開催により普及啓発に努める。県のホームページも有効に活用する。